

## 近大姫路大学 第1回自己点検・評価報告書について

近大姫路大学は、平成19年4月に看護学部看護学科を擁して開学し、平成20年4月には、教育学部こども未来学科（通学教育課程と通信教育課程）を開設した若い大学である。現在は、文部科学省から設置認可時の履行状況が毎年調査される状況である。本学は、大学の自己点検および評価を行うことが明記されている学則および自己点検・評価委員会規程にもとづき、自己点検・評価委員会を立ち上げ、平成20年度に第1回自己点検・評価に全学的に取り組んだ。評価を行ったのは、平成19年度および20年度の主に通学課程における教育・研究および管理体制全般を対象としており、大学基準協会の呈示している基準を参考に本学独自の点検・評価項目を設けて点検・評価を行った。その結果は、本学教職員および本学の設置主体者である学校法人近畿大学弘徳学園の役職員に直ちに公開した。

しかし、自己点検・評価は公表を前提としていることから、この度、本学の第1回自己点検・評価報告書の要約を本学のホームページに掲載することとした。なお、本学は完成年次を迎えてない時期であるので、文部科学省に提出した設置計画履行状況報告書をホームページに掲載し、履行状況に対する留意事項等への対応も公表するなど、大学の評価を公表する努力を行っている。

もとより大学評価は、大学の自己改善に繋がることに第一義的意義がある。今回の自己点検・評価の結果、自己点検・評価委員会から提示されている改善方策をさらに大学協議会等で吟味し、本学の中期的将来構想と計画に生かしたいと考えている。そして、平成22年度には本格的な自己点検・評価に取り組み、平成23年度には外部評価を受け、その結果を公表し、開学6年目である平成24年度には認証評価機関である大学基準協会にて評価を受けたいと考えている。

学長 南 裕子  
自己点検・評価委員会委員長

## 1. 大学・学部等の理念・目的

### I 現状説明

#### 1. 学校法人と大学の沿革

近大姫路大学(以後、本学)は、学校法人近畿大学弘徳学園(以後、本法人)によって、平成19年4月に看護学部看護学科を擁して開学し、平成20年4月に教育学部こども未来学科(通学課程と通信教育課程)を開設して、今日にいたっている。

本学は、近畿大学創設者である世耕弘一氏の提唱された「教育の目的は、人に愛される人、人に信頼される人、人に尊敬される人を育成すること」を建学の精神としている。

#### 2. 大学の理念・目的

本法人の創設者であり、また本学の初代学長でもある上田正一理事長は、本学の建学の精神を具現化するためには、「共生の心を備えた人材の育成」が本学の教育目的であると明示している。この建学の精神と教育目的の下、本学の学則第1条には「教育基本法の精神に則り、専門の学術の理論および応用を深く研究教授し、『人に愛され、信頼され、尊敬される人』を育成することを目的とする」と謳われている。

#### 3. 看護学部の理念と教育目標

看護学部は、建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳と権利に関する深い洞察力を持ちながら、人々の健康と福祉の向上に貢献する看護の専門家を育成することを目的としている。この看護学部教育理念のもと、7項目にわたる教育目標を設け、公表している。

#### 4. 教育学部の理念と教育目標

教育学部は、本学の建学の精神に則り、将来の我が国を担うこども達の育成という崇高な任務を自覚し、広い視野を持ちつつ、こども達の現実の課題を直視し、一人一人を大切に育んでいこうとする強い使命感を持つとともに、こども達の発達支援の専門家として誰からも信頼される教育者の養成を目指している。これらの目的の下、教育学部は7項目の教育目標を明示し、公表している。

### II 自己点検・評価

本学の建学の精神と教育目的および学部の理念と教育目標は、平成18年の本学の設置認可申請および平成19年の教育学部設置認可申請における理事会・評議員会での議決に際して、承認されている。また、開学時の認可申請書のなか(「設置の趣旨等」)に、明確に記載されている。学則第1条に記載されている本学の目的は、「学校教育法第83条」に合致しているといえる。

本学の建学の精神および目的に従って、看護学部および教育学部の理念と教育目標が明確に定められており、両学部ともどのような人材を育成しようとしているかを明白にしている。建学の精神および学部の教育目的等は、大学案内やホームページ等を通じて学内外に周知するとともに、学内の学生には入学式や年度当初のオリエンテーションにおいて、

また履修の手引き等出版物に明記するなど周知徹底する努力を行っている。

しかし、学生の実態調査(2009)では、8割は聞いたことがあると答えた一方、内容を理解しているのは約25%の学生に過ぎないという結果が出た。また学部の理念と教育目標についても同様の結果がでた。この結果を踏まえて、本学は学生への周知徹底について改善の取組を強化している。

## 2 大学の教育研究組織

本学には、看護学部、教育学部および附属図書館が設置されている。

看護学部は、看護学科 1 学科で構成され、1 学年の入学定員は 100 名である。平成 21 年 3 月 1 日現在、35 名の専任教員が配置されている。4 年間に 3 種類の国家試験受験資格を得るための学習を入学生全員に課すことは困難であるために、助産師課程については選択制とし、15 名の定員枠を設けている。助産師の養成は、産科医師の不足等によって産科医療が崩壊しつつある現状において、また少子化対策の一環として国の重要な施策となっており、本学部における助産師養成は社会的責務を果たす上で意義が大きい。

看護学部の教育課程は、共通教育科目、専門支持科目、専門科目の 3 つの柱に分かれており、看護の専門科目はさらに、(1) 看護の基本的知識や技術と看護を提供するシステムを学ぶ分野、(2) 人間の発達段階に応じた臨床看護実践の方法論を学ぶ分野、(3) 人々の生活の場である地域における看護実践の方法論を学ぶ分野に分れている。各分野には、複数の専門領域が設定され、各領域は複数の科目によって構成されている。したがって、専任教員は領域ごとに教授・准教授・講師・助教が配置されることになっている。

### 教育学部の組織構成

教育学部は、こども未来学科 1 学科で構成され、同学科は幼児・児童教育コース及び保育・幼児教育コースから構成される。教育学部の入学定員は 80 名であり、コース別に幼児・児童コース 35 名、保育・幼児コース 45 名の入学定員が定められている。教育学部には、平成 22 年 4 月 1 日現在、22 名の専任教員が配置されている。

教育学部は、「1 大学・学部等の理念・目的 4 教育学部の理念と教育目標」に述べられた理念・教育目標の下、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭および養護教諭の養成を目的としている。

- ① 幼児・児童教育コースは、幼稚園教諭および小学校教諭の養成を主な目的としながら、学生の選択により所定の単位を修得することによって養護教諭の免許も取得できるコースであり、教育職員免許法、同法施行規則等に定められた基準に従って、教育課程を編成し、教育を行っている。
- ② 保育・幼児教育コースは、保育士および幼稚園教諭の養成を主な目的としながら、学生の選択により所定の単位を修得することによって小学校教諭または養護教諭の免許も取得できるコースであり、児童福祉法、保育所保育指針、教育職員免許法、同法施行規則等に定められた基準に従って、教育課程を編成し、教育を行っている。

教職科目は教育原理、発達心理学等の教育や発達に関する科目で構成されており、教科科目は小学校における国語、算数、社会、理科など 9 教科、幼稚園における表現、健康、人間関係、環境および言語の 5 領域の指導内容に関する科目で構成されている。また、保育等科目は保育原理、保育実習など保育士の資格取得に必要な科目、養護原理、養護実習などの養護教諭の免許取得に必要な科目で構成されている。

保育士や初等教育の教員の養成を目的としている当教育学部の教育においては、教育や発達に関する知識、教科や領域等の指導内容に関する知識・技術の習得とともに、幼児・児童に共感できる感性や思いやりなどの人間性の涵養や実践的指導力の育成が極めて重要な課題である。いじめ、不登校、暴力行為、引きこもりなど、教育をめぐる問題が深刻さを増す今日、人間形成の基礎を培う幼児期・児童期の教育の重要性が改めて認識されるとともに、保育や教育に当たる保育士や教員に対する社会の期待は特に強いものになっている。

#### 看護学部・教育学部の管理運営

各学部には学部長が置かれ、学部長の責任とリーダーシップの下で、各学部の管理運営が行われている。両学部には、審議機関として教授会が設置され、各学部の円滑な管理運営を図ることとされている。

教授会の審議事項は、看護学部・教育学部にほぼ共通しており、教育課程、学生に対する教育指導、処分、教員選考、研究活動、学長から要請された事項など学部の管理運営に関する重要事項を審議することとされている。(学則第 66 条、近大姫路大学看護学部教授会運営に関する規程第 5 条、近大姫路大学教育学部運営に関する規程第 5 条)

教授会は、教授及び特任教授をもって構成されており、原則として、毎月 1 回開催することとされている外、臨時に開催することとされている。

教授会での決定事項、審議の状況については、原則として教授会終了後に開催され、全教員が参加する教員連絡会議において伝達され、教育学部としての意思疎通、情報の共有化・一体化が図られている。

また、教授会での審議の結果等については、随時学長に報告されるとともに、教授会の議事録の写しは学長に提出され、大学と学部との意思疎通を図るとともに、大学と学部との一体的な管理運営が図られている。

各学部には、教務委員会、学生委員会、入試委員会、紀要編集委員会等の委員会が設置され、専門的・技術的な事項について詳細な検討を行うこととされている。委員会での検討の結果は学部長に報告されるとともに、必要に応じて、教授会に報告され、また、教授会に議案として提案されて、各学部の意思決定を行うこととされている。このようにして、各学部の方針の決定が迅速・適切に行われるとともに、学部の円滑な運営が図られている。

また、全学的な組織として、大学協議会が設けられており、各学部での管理運営に当たり、大学として共通理解の下に円滑な管理運営が行われる観点から、審議検討が行われることとされている。また、大学協議会での決定事項や審議の状況は、随時教授会および教員連絡会議において伝達され、各教員には大学全体の状況についての情報が確実に伝達されることとされている。

### 3 学士課程の教育内容・教育方法等

到達目標：①教育課程が教育の理念・目的に照らして体系的に編成されている。

②当該学部の教育目標を達成し、十分な成果をあげ得るような教育内容が整備されている。

③当該学部の教育目標を達成し、十分な成果をあげ得るような教育方法を行っている。また、その改善がなされている。

④成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、かつ有効である。

#### A. 看護学部

##### (1) 教育課程等

###### ①学部・学科の教育課程等

看護学部は、建学の精神に則り、「生命を尊重し、人間の尊厳と権利に関する深い洞察力を持ちながら、人々の健康と福祉の向上に貢献する看護の専門化を育成すること」という目的に従い、教育課程を編成している。看護学部の教育課程は、共通教育科目、専門支持科目、専門教育科目に分かれ、学生が自ら考え行動できるよう講義・演習・実習を有機的に組み合わせ構成するとともに、1年次から4年次まで段階を追って、積み上げ方式で科目が編成されている。

看護師養成カリキュラムの改正に伴い、教職員間でカリキュラム検討の機会を持ち、教育課程全体の科目構成や科目の体系的性について認識を深めた。国家試験受験資格を得るために、必修科目が多く、専門科目の比重も大きいのが単位設定の特徴であるが、人間としての幅や深さを伸長し、看護職にふさわしい人材育成を成し遂げていくために、共通教育科目や選択科目を増設する必要がある。共通教育科目については、教育学部との連携の下に、選択肢を増やしていくことが大切である。また、社会学、心理学等の看護系の研究の基礎となる科目を増設していくことも大切である。大学教育としての広がりと独自性をもたせるため、基礎教育、倫理性を培う教育、専門教育の有機的なつながりを意識したカリキュラム構成を考えていかなければならない。

教育課程における卒業所要総単位に占める割合は、共通教育科目17%、専門支持科目20%、専門科目63%であり、ほぼ妥当な配分ではないかと思われる。

「国際看護」を重視している本学においては、外国語科目とりわけ英語科目は重要な位置づけをされている。

学部の理念・目的を達成するためには、学生の特性・傾向を勘案し、本大学・学部の独自性をより明確に反映できるカリキュラムの検討にさらなる努力が必要である。

###### ②カリキュラムにおける高・大の接続

英語や情報処理技術では、プレイスメントテストによりクラス分けをし、高等学校までの学習を考慮した授業を展開している。また、1年次には、大学で学ぶための基本的学習能力の育成と看護学学習の動機づけを行うことを目的に「基礎ゼミ」を開講している。より効果的な導入教育について検討し、実施していくことが必要である。

### ③専門教育における実習

本学の実習カリキュラムは、＜看護の基礎となる実習＞、＜看護実践を学習する実習＞、＜看護を統合する実習＞の3段階で構成される。実習では、人間性の豊かさ、科学的な思考と解決力、創造性、柔軟性、広い視野、情報と人をつなぐ力を育てることを目指し、学生自身が体験した学びを振り返ることや学びを通してその意味を考える機会（カンファレンスの実施）等を積極的に設けている。実習では、個人情報への留意、対象者の人権の尊重等、倫理の基本的な姿勢も重視している。

### ④履修科目の区分

看護学部では、必修科目 113 単位、選択科目 24 単位、自由科目（助産学科目）12 単位が開講されている。卒業に必要単位 126 単位のうち、113 単位は必修科目であり 13 単位が選択科目となっている。看護専門職育成の基盤を確保しつつ多様性・主体性・自律性を尊重した学習の実践につながるよう、選択科目の幅を広げたカリキュラムの検討を行いたい。

### ⑤授業形態と単位の関係

各科目の特徴・内容を勘案し、単位数・時間数の配分を再検討することが必要である。

### ⑥単位互換・単位認定等

入学前に他の大学又は短期大学等において修得した単位について、本学において履修したものと単位を認定する既修得単位認定は実施され、現在4名の学生がこの制度を利用し、単位の認定を受けている。単位の認定方法は、該当科目のシラバスと単位数・時間数・内容を確認しながら認定可能かを決定し、教授会にて審議のうえ承認している。さまざまな背景をもつ学生がおり、教育ニーズも多様化しているため、今後単位互換制度の実施にむけて、その運用方法などについて検討する必要がある。

### ⑦開設授業科目における専・兼任比等

今年度開講授業科目71科目のうち、専任教員（本学教員）担当科目は43科目（60.5%）で兼任教員（非常勤）担当科目は28科目（39.5%）である。専門支持科目においては、94%を兼任教員が担当しており、今後検討が必要である。

兼任教員と専任教員との接点を持つようにし、教育理念や教育方針に関する内容での話し合いや、学生の学習状況などに関しても話し合う機会が持てるように今後検討していく。

## （2）教育方法等

### ①教育効果の測定

基本的には殆どの科目が学期末に筆記による定期試験を行い、科目によっては中間試験、レポート課題の達成状況、出席率等も成績評価に加えている。なく、マナーや実習態度を重要視しながら点数評価が行われている。年度末の教務委員会において個々の科目試験結果に対する全体的な評価が討議されている。

学生による授業評価については、教育効果に関する結果を加味して次年度の授業内容、方法などの検討を行っている。

各授業科目における学生の合格、不合格の比率は、全ての科目において合格率は95%を

超えている。今後は全教員参加による教育全般に関わる事項を検討し、教育評価方法について相互研鑽できる環境づくりを構築していくことが重要である。

成績評価については各科目担当教員に委ねられている。学生による授業評価自体は、教育効果全般を直接的に評価するものではないが、学生の評価やコメントにより、授業の教育効果、改善すべき点などを把握することで、今後の授業展開に活用している。

成績評価ならびに授業評価については、学期末と年度末の教員連絡会で概要は報告され教員間の合意は得られているものの、教育効果を測定する学部全体として共通した仕組みの導入には至っていない。

#### ②厳格な成績評価の仕組み

成績評価方法は、各科目の担当教員の裁量によるが、筆記試験、実技試験、レポートにより習得した知識や技術の習得状況、および講義目標の達成度を確認する方法など様々な方法で行われている。成績評価・単位認定については、担当教員の裁量による部分を尊重しながらも、大学としての基本的な方針を明確にし、それを全教員が共通認識していくような体制を常に維持する必要がある。

平成20年度は学年進級制を見直し、進級基準を廃止したが、学生の質の確保のために、実習科目においては、先修条件を設けた。教務委員会が主導して補習クラスを開講し、学習の支援と指導も行っている。

#### ③履修指導

教育課程の編成方針や教育課程の体系性等について、ガイダンスにおいて履修の手引きをもとに教務委員会や教務部から説明を行っている。自らの希望進路に沿った履修計画が立てられるよう、自分で履修計画を作成できる学生が増えるように、ガイダンスは継続しつつも内容をより密に検討する必要がある。

留年者への対応は、学生の相談等心身の状況を把握した上で定期的に学生と面談し、学生生活全般の相談やアドバイスを行う体制を取っている。単位を修得できなかった科目については、科目担当教員が直接相談に応じ、指導にあたっている。また、留年者の場合、履修科目が少ないことから履修方法について検討し、次年次開講する専門科目以外の科目で上限10単位まで履修できる先行履修制度を設けた。

#### ④授業形態と授業方法の関係

講義、演習、実習の授業形態をバランスよく設けていきたい。各実習の前には関連する講義（概論、各論）、それに関連する演習が組まれ実習での学習が最大限発揮できるよう組まれている。

共通教育科目領域では、「英語」及び「情報処理」で能力別テストを実施し、学生の学力に応じたクラス分けを行い教育を実施している。入学当初から学生のシミュレーション教材を使った学習方法や学習指導法の実施は、学生の学習意欲にもつながり、効果的である。

情報処理教室に60台、LL教室に60台のパソコンが完備されている。教養教育科目については、必要に応じてビデオ教材を用いて教育効果をあげている。グローバルコミュニケーション科目の英語については、本学に導入されているLL学習システムである、PC@LL（ピーシーアットエルエル）を利用して授業を行っている。また、必要に応じて学

生がインターネットを利用することも可能であり、授業に即した効果的なマルチメディア教育を展開している。また国家試験対策として e-ラーニングプログラムを導入しており、日々の自己学習に学生が活用できるようになっている。

学生の特徴を踏まえた、教育媒体や授業方法の工夫を行いながら、効果的な学習効果があげられるよう、工夫していくことが大切である。今後、国家試験対策について取り組むことが必要となるが、導入したWEBによる学習が十分活用されるように促していくことが必要である。

## B. 教育学部こども未来学科

### (1)教育課程等

#### ①学部・学科の教育課程等

教育学部は、建学の精神に則り、子どもの発達支援の専門家として誰からも信頼される教育者の養成を目指している。「幼児・児童教育コース」及び「保育・幼児教育コース」を有し、子どもの基礎理解、子ども学の実践的研究、幼稚園・保育所と小学校との連携、発達支援のための総合力の養成、国際化への対応、地域貢献という六つの視点をカリキュラム構成の枠組みとして、体系的に教育課程を編成している。専門職養成という学部の目的や理念に応じて、専門教育の比重が高くなっている。

専門教育科目は教職科目、教科科目、保育等科目、養護科目に分けて組織化し、専門職養成にとって必要な専門教育科目を体系的に構築している。豊かな人間性の涵養という視点から、教養教育（倫理性を培う教育、社会学関連も含めて）の一層の充実が求められる。教養教育に関しては、看護学部との連携の下に進めていきたい。また、外国語科目（特に英語）は、教養教育の視点からも教職教育の推進の観点からも充実が望まれる。

免許・資格に対応させたカリキュラム構成を基に、乳幼児期から児童期、少年期への発達の連続性を踏まえた学修の過程を構築していくとともに、教育学部の理念や目的に従って専門教育科目を配置するという視点に絶えず立ち戻って、教育課程の編成や組織化を考えていかなければならない。

#### ②カリキュラムにおける高・大の接続

入学前のフォローアップ教育及び基礎ゼミの充実が課題である。

#### ③専門教育における実習

学修した理論と実践の統一を目指して、各実習論（事前事後指導）を含めた「実習ガイダンスアワー」を全学年で実施している。

#### ④履修科目の区分

学生の学修の幅を広げるために、選択科目を増設する必要がある。教育学部、看護学部の単位の修得を相互に認定する体制づくりも考えられる。

#### ⑤授業形態と単位の関係

各授業科目の特徴や内容を踏まえ、より望ましい単位数、時間数について

検討していく必要がある。

#### ⑥単位互換・単位認定等

大学において専門の学芸を学ぼうとする学生が多様化している現状において、大学以外の教育施設等における学修の単位認定制度や既修得単位の認定制度は、個々の学生の学習支援として大切である。他大学、他学部、他学科等における修得単位については、学生の状況、修得すべき総単位に占める割合等を勘案して、適切に判断していく必要がある。

#### ⑦開設授業科目における専・兼比率等

教養科目、専門教育科目ともに約80%を専任教員が担当している。看護学部からの兼担教員の協力も得ている。兼任教員と専任教員との協働体制を築いていきたい。

#### ⑧生涯学習への対応

地域に開かれた大学、学部として、社会人入試の実施はもちろん、科目等履修生や委託生の受入の整備、市民講座の実施、他大学との連携による講座の開設等、今後さらに生涯学習への対応を図っていく必要がある。

## (2)教育方法等

### ①教育効果の測定

ほとんどの科目において、筆記試験のみに偏ることなく、レポート課題、実技試験・課題（作品）などの組み合わせにより、担当教員は筆記試験のみに偏ることなく、学生の到達度をとらえ、客観的に評価しようとしている。教務委員会において個々の科目試験結果に対する全体的な評価、学生個々の科目合格状況（単位修得状況）について協議を行い、教学上の学生への細やかな指導につなげている。

教育効果を高めるために、「学生による授業評価」の結果を活用し、全教員による教育効果の検討を行う機会を設けるなど、客観的に評価できるシステムの構築を早急に検討し、その有効性についても検証していく必要がある。

成績評価や単位認定については、学生に対する説明責任が果たせるシステムの構築が必要であり、そのためには学部・大学としての方針を明確にすることが必要である。

履修指導に関しては、学期開始時のガイダンス等を充実させるとともに、学生がその都度自分の履修計画を見直せるような機会を設けることも必要ではないかと思われる。

### ②教育改善への組織的な取り組み

授業改善の取り組みとして重要な意味をもつ学生による授業評価については、評価項目の整備、公開する内容の整理等、検討が必要である。今後は、教員同士で授業を公開し、相互に評価し合うなどして、教育指導方法の改善に対する取り組みを目指した仕組みを構築していきたい。また、教員の教育力を向上させるために、FD活動をより充実していく必要がある。

### ③ 授業形態と授業方法の関係

卒業までの4年間の学修を見通した授業運営上の工夫を行うことが大切である。各授業の特性に対応した授業形態や授業方法の工夫はもとより、実践的な知識や技能の獲得に向けた全体的な授業形態や授業方法の改善に取り組む必要がある。基礎ゼミや専門ゼミの単位化、学外の研修や実地の学びを授業運営の改善策として考えていくことも大切である。

授業方法の工夫として、マルチメディアを十分に活用した取り組みについて全体的に再考していく必要がある。

## (3) 国内外との教育研究交流

### ① 国内外との教育研究交流

将来起こり得る留学生の受け入れを想定し、留学生を迎える入学試験制度づくり、学業や生活支援のための体制づくりを整備する必要がある。また、外国語コミュニケーションの授業の充実等、国際化社会に対応するカリキュラム改正も必要とされる。さらに、本学の建学の精神の具現化を目指して、国際的な交流の推進に向けた全学的な取り組みについて、組織づくり等、充実した体制を構築していくことが望まれる。

## 4 学生の受け入れ

### a 学生募集方法、入学者選抜方法

#### [現状の説明]

#### 1 学生募集方法

本学は開学2年目である。学生募集活動は、本学の認知度を高め、志願者及び入学者の量的・質的確保を目的としている。

#### 2 入学者選抜方法

入試基本対策会議で各学部の教育理念・目的に沿った学生を受け入れるために、入試日程や試験内容をはじめ入学者選抜のための合否判定基準などを設定し、看護学部及び教育学部の教授会での審議を経て実施している。

入学者選抜方法として、推薦入試、一般入試（A日程、B日程、C日程）、社会人入試があり、それぞれ適切に実施している。

#### [点検・評価]

#### 1 学生募集方法

学生募集段階からの学部の特徴や学びの体系などの情報提供は、受験生の興味・関心を喚起し、本学で学ぶ意欲を生み出すことを意図しているが、入学者選抜方法との整合性は今後も検証していく必要がある。

#### 2 入学者選抜方法

上記の入学者選抜方法は、基本的な学力は重視しつつも単に学力だけではなく、様々な面において能力や意欲を有する多様な学生に対して門戸を開き、それぞれの役割を果たしている。多様な選抜方法は概ね適切なものと判断できるが、今後、選抜方法と入学後の成績の相関等について検討していく必要がある。

#### [今後の改善・改革に向けた方策]

#### 1 学生募集方法

入試基本対策会議、企画業務部等で広報・募集活動の工夫・改善を図る。具体的には、直接的、具体的な情報提供が可能な高校訪問（年5～6回）、高校内説明会（年4～5回）、会場説明会（年6～7回）、オープンキャンパス（年1～2回）の回数を増やすとともに、情報内容の充実を図り、高等学校教員、受験生、保護者にも本学の特徴を理解してもらえるよう取り組んでいきたい。

#### 2 入学者選抜方法

18歳人口の減少、経済状況の悪化、また、県下にも多くの看護大学や教育学部を擁する大学があり、多くの志願者数が期待できない状況にある。受験者数及び入学者数を量的・質的にも安定的に確保するために、従来の一般入試や公募制推薦入試の選抜方法の見直しや回数増加による入試機会の拡大、帰国子女入試などに取り組む。指定校推薦入試についても、指定校の見直し、指定校枠数、指定評定基準などを検討していく。

また、入学生の入学後の成績等を調査してその点検・評価を行い、どの入学者選抜が適切

であるかを検証していく。

#### b 入学者受け入れ方針等

##### [理念・目的・目標]

本学は、その建学の精神に基づいた人材を社会に送り出すことを使命としている。また、建学の精神に即した人材として成長が期待できる学生獲得を目標として入学者の選抜を行う。

##### [現状の説明]

本学は、人の生命を支える看護学部・こどもの成長を見守る教育者を育てる教育学部を有する大学であり、各学部の専門教育はそれぞれ異なるが、どの学部に入学者にするにしてもカリキュラムは高等学校で身につけた幅広い分野にわたる基礎学力を前提としている。基礎学力をバランス良く備えた入学者を確保するために、適切に入学試験を実施している。

##### [点検・評価]

一般入試等において一定以上の基礎学力を幅広く求めることは、入学後の専門教育への円滑な接続や出口での質的担保という面で非常に有効である。本学の受け入れ方針は、『大学案内』等にアドミッションポリシーや求める学生像、制度の趣旨などとして明記され、広く公表されている。

##### [今後の改善・改革に向けた方策]

今後も、大学教育を受けるために必要な基礎学力をバランス良く備えた学生の確保に重点を置いた一般入試を軸に入学者の選抜を行っていく必要がある。

学部として求める学生像を明確にするとともに、当該学部への動機付けのための仕組みづくりについても各学部に検討を要請する必要がある。

#### c 入学者選抜の仕組み

##### [理念・目的・目標]

本学では、入学者の選抜方法や基準、入試問題の作成、入学試験の実施、合格判定など入試に係わるすべてのプロセスにおける公平性、透明性、公開性を最大限高めるように努力している。受験生ならびに高等学校に対して、本学が作成する入学試験要項をはじめ各種媒体や機会を通して入学者選抜方法や基準の周知徹底を図る。

##### [現状の説明]

入学者選抜に関しては、次のような審議決定機関を設けそれぞれが扱う事項について審議を行い、学内関係機関に提案、決定を行っている。入試基本対策会議は、入学者選抜方法、基準ならびに学生募集方針についての検討、審議を行う。入試対策委員会は各学部に設けられ、入学試験の運営、ならびにオープンキャンパスや高校での学部説明など具体的な実施方法などについて、委員を中心に行っている。

合格判定は、入試対策委員会、教授会で審議決定された合格者判定基準を基に審議・決定している。

AO 入試、推薦入試、一般入試における選考基準や選抜方法などは、受験生向けの入試

ガイダンスや各地で開催される入試説明会、高校訪問、オープンキャンパス等で広く周知している。

本学では多様な能力のある学生を受け入れるため、多くの入試制度を設けている。

- (1) 学力を中心に評価する入試制度
- (2) 高等学校時代の諸能力を評価する入試制度
- (3) その他の能力を評価する入試制度

#### [評価、反省点]

看護学部、教育学部も開学して2年目、1年目であるので、手探りの状態で行っているのが現状であるが、受験生や高等学校に対して本学の各学部について少しずつであるが、浸透しつつある。

#### d 入学者選抜方法の検証

##### [理念・目的・目標]

本学では、入試の種別を問わず透明性が高く公平な入学者選抜の実施に努める。入試問題の作成から入学者の選抜に至るまで、検討、実施、チェックの学内体制を整えるだけでなく、高等学校などの学外からの意見聴取やチェックを受けフィードバックすることにより、透明性と公平性のいっそうの向上に努める。

##### [現状の説明]

本年度は入試問題の英語（Ⅰ・Ⅱ）、国語総合（古文、漢文を除く）については、学内の問題作成委員会（両学部からの10名で構成される）で問題の作成を行った。選択科目については、昨年と同様に外部に委託する。問題作成委員会では、高等学校指導要領に準拠した出題範囲に基づき、高等学校で学習した基礎学力を幅広く問う内容から出題している。

##### [評価・反省点]

本年度初めて問題作成を行ったが、いくつかの問題点があり、それを踏まえてその後の試験問題については、印刷前の原稿を入試基本対策会議のメンバーにより点検を行う。また、再度点検も行うということを実施した。今後は、第3者によるチェック体制を組織化し、検証することが必要である。

#### e アドミッションズ・オフィス入試（AO入試）

##### [現状の説明]

教育学部において、2009年度入試からAO入試を導入している。アドミッションポリシー（求める学生像）を「教育学部こども未来学科に対し強い入学意志を持つもので、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、保育士を目指す人」、「積極的にこどもとのコミュニケーションを図る意欲のある人」と明記している。明確な目的意識を持って各自の能力、可能性などを発揮する人材発掘を目的とし、学力試験では測れない意欲・熱意・適性などを総合的に評価している。

##### [点検・評価]

AO入試は、これまでの学科試験に偏っていた入試を見直す意味から教育学部に取り入れたものであり、この存在意義には問題がない。なお、学部の特性に本当に見合った入学者を得られているかどうかについて、点検・評価を継続していく必要がある。

#### [改善・改革に向けた方策]

AO入試での入学生の入学後の成績等を調査して、今後どのようなAO入試の選抜が適切であるかを検証していく。

### f 定員管理

#### [理念・目的・目標]

本学では、教学条件や教員体制を考慮しながら入学予定者数の学内基準を設けている。学内基準に基づく定員管理により、教学条件を保つよう努める。

#### [現状の説明]

本学では、学部全体の入学定員に対する留年者を除いた在籍学生数の比率は、1学部は入学定員を超過しているが、全体では基準となる数値を下回っている。

#### [点検・評価]

看護学部においては、1.10倍を超えず適正に定員管理ができています。

教育学部は開設初年度により、限られた期間の中で、広報活動・学生募集を行うが、志願者が入学定員を超えなかった。精度の高い合否判定を行っているが、国公立大学をはじめとする併願校の合格などによる入学辞退者があり定員を大きく下回る。

#### [今後の改善・改革に向けた方策]

すでに述べたように、開学2年目で広範に広報活動するが知名度低く、入学手続者数を的確に見込んで合否判定を行うことは困難である。しかしながら、学内基準に基づく定員管理を安定して実現していく必要がある。合否判定、特に一般入試における入学見込者数算出方法のいっそうの精度向上に向けて、現在企画業務部を中心に検討を行っている。

### g 編入学者、退学者

#### [理念・目的・目標]

編入学者については、新たな分野での学習の機会を求める学生に対して、編入学の制度を設けて門戸を開放する。その際、重複履修を回避することにより編入後の学修を円滑に進め、意欲・能力を伸ばすことを目標とする。

退学者については、学年別退学者数の経年変化の分析に基づいて、退学理由の傾向を把握し、退学勧告制度も視野に入れた有効な履修指導の実施・徹底等、教学上の観点からの的確な対策を講ずることを目標とする。

#### [現状の説明]

編入学者については、編入学者の単位取得の負担を軽減するため、学則により3年次編入および学士入学者について62単位を単位認定している。但し、看護学部においては、実習等の関係で編入学は実施していない。

編入学については、教育学部10名の編入学定員枠の設定を行い、平成21年度より実施する。

退学者については、教育学部においては0名であるが、看護学部では3名から6名の倍増であり、平成20年度の6名中4名が2年生である。退学理由の中で大きな割合を占めているのは、進路変更である。学生部の協力によりサポートを行っているところである。

[今後の改善・改革に向けた方策]

平成22年度より受け入れる編入学者については、学期毎の履修ガイダンスをより徹底してきめ細かく実施し、最短年次で卒業が可能ないように指導しなければならないと考える。

退学者については、学習意欲の喪失など消極的な動機による退学者がでないように努力しなければならない。

## 5 学生生活

大学は、学生が学修に専念できるよう、学生生活と学修環境に配慮しなければならない。

【学生生活】においては、1. 学生への経済的支援、2. 生活相談等、3. 不登校の学生への対応状況、4. 就職指導、5. 課外活動、について自己点検・評価を行った。

1. 学生への経済的支援については、本学においては、学業を継続させるために学費の支援を行うことと、成績優秀者に対して学業奨励を行うことを基本理念とした学内奨学金制度、および日本学生支援機構奨学金をはじめとする学外奨学金、学費の分納・延納制度などにより配慮してきた。実態調査では家族からの援助金額は2万円以下が7割弱おり、5割の学生が学業・生活のためにアルバイトを行っており、何らかの奨学金を受けているものは6割弱いた。今後の課題としては、制度についてさらに利用しやすいように学生への広報や相談システムを充実させ、経済的理由から学業継続困難な学生が出た場合の原因分析のほか、緊急の場合のその他の支援制度の検討なども今後の課題である。

2. 生活相談等については、健康や安全・衛生への配慮と、生活相談担当部署の活動に関する点検があり、学生生活や学業に関する悩みや問題は、担任や基礎ゼミ教員、学生課、学生委員が、健康上の問題は、保健師もしくはカウンセラーが対応しているが、担任などの業務量の増大など相談を受ける側のゆとり不足や、授業が5時間目までであったり、月2回のカウンセリングなどでは学生が相談しやすい状況と言えない実態がある。また、ハラスメントについては、調査では、ハラスメントと思われる体験をしたことがあると答えた学生も僅かであるがおり、規程やガイドラインに基づき、いかなるハラスメントも絶対に許さず見逃さないために相談・申し立てや、防止体制を構築し実施することが改善点である。

3. 不登校の学生については、数名の学生がおり、成績不振等による進路変更などが理由であったが、前段階で欠席回数が多い学生に対しては担任等が中心となって面談を行ったりしている。今後は学生の異変等が見られたときに早期に対応し教職員が接触する機会を増やし、必要な担当者同士連携を取りながら対応していくシステムづくりが必要である。

4. 就職支援については、完成年度途上で卒業生は出ていないが就職支援室を設け募集案内などを整備し教職員が必要に応じ個別にアドバイスしている。調査では、学生からは就職相談を希望する学生は5割を占めており、平成21年からはキャリア・就職支援室、教員採用試験対策室をもうけて強化している。

5. 学生の課外活動としては、12の部・同好会が結成され、学生の42%が加入して活動を行っている。調査では、加入しない理由としては、時間的余裕がない、学業の妨げになるなど、授業時間割の過密状況や経済面でのアルバイトが反映されている。その他、課外活動施設（テニスコートなど）の充実の要望が高い。また、学生会活動については、学生会役員や大学祭実行委員との意見交換や指導・助言はおもに学生部で行っているが多忙でもあり、今後はそれだけではなく、全学学生委員会などとも、定期的に学生側の代表と意見交換する機会をもち、学生会や部・同好会が活性化していけるよう支援していく必要がある。

## 6 研究環境

### [到達目標]

教員が十分な研究活動を行えるように、研究環境を整える。

### [現状説明]

#### 1. 研究活動

平成 19 年度、20 年度の看護学部専任教員および平成 20 年度の教育学部専任教員の研究活動状況は、次のとおりである。

##### 1) 看護学部

###### ① 研究成果の発表状況

著書は 24 件でいずれも共著による発表である。論文は共著 73 件、単著 38 件の計 111 件で、このうち英文による論文は 6 件である。学会発表（海外も含む）は共著 34 件、単著 7 件の計 41 件で、このうち国際学会での発表が 6 件である。

###### ② 研究費の獲得状況

平成 19 年度、20 年度の看護学部専任教員の研究費の獲得状況は、文部科学省科学研究費補助金計 7 件、共同研究費計 8 件、研究助成団体計 3 件であった。

###### ③ 国内外の学会活動状況

国内外の学会での活動状況について見ると、ほとんどの教員が複数の学会に所属し、会員として学会に参加し、研究を発表したり、シンポジストや座長をしたりと積極的に活動している。また、評議員、理事、監事など学会の役員として活発に活動している者も多い。開学した平成 19 年度は、学内の教育基盤を構築することを優先し、国際学会への参加を自粛していたが、平成 20 年度は国際学会での研究発表を行う教員もいて、6 件の国際学会発表が行われている。しかし、国内の学会活動に比べると、国際的な学会活動は活発とは言えない。

##### 2) 教育学部

###### ① 研究成果の発表状況

著書 44 件、論文 26 件、学会発表（海外も含む）25 件、その他 66 件である。平成 21 年 3 月に創刊号を発行する教育学部紀要には、教育学部専任教員による研究論文 15（和文 14 編、英文 1 編）、評論論文 1 編および研究ノート 1 編の合計 17 編が掲載される。

###### ② 研究費の獲得状況

平成 20 年度の教育学部専任教員の研究費獲得状況は文部科学省科学研究費補助金（若手研究 B）1 件である。次年度については、多くの教員が科学研究費補助金等に申請を行っており、今年度以上の採択が期待できる。

###### ③ 国内外の学会活動状況

各教員は所属学会等において理事等の役員や学会大会時の座長等を担当する者や、会員として積極的な学会発表等を行っている。国外での活動状況は、活発とは

言えないが、国際学会等に所属している教員や国内で開かれた国際学会の役員を担当した教員がいる。

#### [点検・評価]

毎年全員が科研費の申請にチャレンジするという目標を掲げて、教員の多くは研究活動を行っている。看護学部の場合には、教員個人、あるいは専門分野に限定した研究活動が主であるが、教育学部のように専門の枠を超えて共同研究を模索することは今後の課題である。大学として取り組む大規模な共同研究事業などの企画も今後の課題である。このような大学としての取り組みや分野を越えての共同研究が積極的に行われるような研究組織の構築や研究環境の整備を考えていく必要がある。

### 2. 研究環境

#### ① 研究費

研究費は「近大姫路大学個人研究費実施要領」の基づき、研究費（A）250,000円と研究費（B）150,000円の計400,000円が両学部のすべての専任教員に配分されている。教員はこれらの研究費を使用し、研究、学会参加ならびに授業の準備等を行い、日々研鑽に努めている。本学の研究費は、職位に関係なく教員すべてに同額が配分されている。このことは教員の研究活動を平等に支援するという点で評価できる。

#### ② 研究室

看護学部の研究室は25室あり、そのうちの2室は大部屋で、1室が学部長室、22室が個室である。個室の広さは1室24㎡～25㎡で、一人使用であれば問題ない広さである。大部屋のうち1室は大学院生室で、現在は学部の会議室として使用している。もう1室は助教と助手の共同研究室となっている。教授と准教授は個室を一人で使っているが、研究室の数が少ないために、講師は2人で一つの個室研究室を使用している。研究室はきれいで、一人で使用するには広さや設備は十分である。講師の研究室には、二人で使用してもお互いのスペースとプライバシーが確保できるように、パーティションなど必要な備品が整えられている。

教育学部の研究室は28室あり、現在4室の研究室が空いている。研究室は必要最低限の面積は確保されていると考えられるが、一部役職者や共同研究室等を除いて比較すると、研究室間には5㎡程度の差がある。研究室の什器としては、机・椅子・書棚・電話機およびネットワークに接続されたパソコン・プリンターが整えられている。パソコンには授業および日常業務を行うために最低限必要なソフトウェアがインストールされている。

#### ③ 勤務時間

教員の勤務時間については、「近大姫路大学就業規則」の第25条で週40時間以内とすると定められている。開学時より教員には、週1日の研修が認められている。ほとんどの教員は、研修願いを提出して学内の教育や行事に支障のない範囲で研修日としている。

### 2. 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

共同研究費については、「学校法人近畿大学弘徳学園共同研究実施規程」により制度化されている。共同研究費は年間200万円の規模である（平成20年度実績）。共同研究費への応募は毎年12～1月に行われ、2～3月に審査を行うことになっている。平成20年度は6

件の応募があり、5件が採択された。平成21年度には、看護学部：新規3件・継続1件、教育学部：新規7件の計11件の申請が行われている。

### 3. 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

看護学部の科学研究費補助金については、平成19年度の採択件数は3件（平成18年度に申請されたもの）、平成20年度に本学より行った申請件数は5件、そのうち採択件数は1件である。その他に、厚生労働省科学研究費補助金に1件申請したが採択されなかった。また、兵庫県立大学大学院看護学研究科文部科学省21世紀COEプログラム若手研究助成金1件、日本政策事業財団研究助成金1件の助成を得ている。

教育学部の平成20年度文部科学省科学研究費補助金の採択件数は1件で、これは前年度に申請されたものである。平成21年度の補助金申請件数は4件である。

#### [点検・評価]

看護学部の研究環境で、教員が一番困っているのは研究室が二人部屋ということである。多くの大学では講師以上の教員の研究室は個室であることが普通なので、本学部のように講師の研究室が2人部屋という状態は、今後改善する必要がある。

研究費補助金等への申請については、両学部とも教員全員が必ず申請することを目標に掲げているが、教員全員が申請したわけではない。今後は、両学部とも教員全員が何かしらの研究助成に申請し、研究活動を活発にするためには、委員会構成等を見直し、学部内組織の効率的運用を図ることや、教員および組織間の緊密な連携の仕組みを整え、教員の研究時間の確保や研究環境の整備について教員個人の努力とともに大学としても支援を強化する必要がある。また、教員個人の研究だけでなく、大学全体として本学の教育に係る大規模な研究の企画等も積極的に行い、研究費の助成を申請していく必要がある。

#### [改善方策]

両学部とも開設して間もないこともあり、学部の委員会活動や大学組織の連絡調整、また、学生の学習支援にもかなりの時間を費やしている。教育体制を整備する中で、教員には研究や社会貢献も求められており、教員の教育研究環境の整備において先ず改善すべきことは、少なくない。

## 7 社会貢献

### 1. 社会との文化交流等を目的とした教育システムについて

看護学部においては、1年次の基礎ゼミにおいて、看護の対象となる患者等やその取り巻く環境を理解する目的で、ゼミ単位で地域の自治会・老人会・保健医療施設等との交流・訪問等を実施している。平成19年度は、「高齢者が暮らしやすい街の検討―世代間交流の促進―」をテーマに2つのゼミ合同で研究を行い、地域の高齢者との交流・行事等への参加が社会との文化交流を行った。

平成20年度には、姫路市が主催する「まちづくりトーク―次世代を担う若者と語る姫路のまちづくり―」に10名の学生が参加し、姫路市内の他大学の学生とともに、姫路市長との対談に臨んだ。

教育学部においては、1年生の基礎ゼミで希望者参加によるボランティア活動を行った。平成20年9月には姫路市の川辺保育所（18名）の、11月には大塩保育所（56名）の保育園児を迎え、8名～10名の学生が園児と、プレイルームでのふれあい、学内自然探検、白浜の海で子どもと共に過ごす時間を持った。また、11月に開催された大学祭（のじぎく祭）では「キッズオープンキャンパス」として、人形劇・フットサル教室・スツール作り・スーパーボールすくい・造形広場および手作り楽器等のコーナーを設け、事前準備を含めて延べ20人以上の学生が参加し、子どもたちとの触れ合いのときを持った。

また、平成21年3月に本学で行われた第1回「兵庫の保育を考える会」では、県内から280名以上の保育士や保育関係者の参加があり、その際の会場案内や駐車場案内の誘導を学生が担当した。

地域の学童保育や社会福祉活動などへのボランティア活動を通して社会貢献の喜びを体験し、教職を目指すものとしての自覚を高め、実社会の中でどのように人間関係を作り上げていくかを実践的に学ぶことを目的としている。

### 2. 公開講座・シンポジウム等の開設について

(1)平成19年度に本学が開設した公開講座等は次の通りであった。

#### i) 姫路市シニアオープンカレッジ

姫路市内の4大学が姫路市との共催で各大学を会場に開催している公開講座において、「高齢者が健康に暮らせるための知恵」という統一テーマの下、講座を開設した。

#### ii) 姫路市政策研究費助成事業

姫路市が市内にある大学の持つ知的資源や学生の力を街づくりに生かすとともに、官学連携のまちづくりを推進するため、姫路市の政策に示唆を与える研究活動に対する研究助成事業に応募したテーマ「高齢者が暮らしやすい街の検討―世代間交流の促進―」の研究が採択された。活動成果を報告し、高い評価を得た。

(2)平成20年度に本学が開設した公開講座等は次の通りであった。

#### i) 平成20年度姫路市シニアオープンカレッジ

姫路市内の4大学が姫路市との共催で各大学を会場に開催している公開講座において、「生活の質を高めるために」の統一テーマの下、講座を開催した。(担当者はいずれも教育学部の教員である。)

ii)キッズオープンキャンパス

大学コンソーシアムひょうご神戸の地域交流委員会からの呼びかけに応じ、こどもを対象にした「キッズオープンキャンパス」を実施した。企画内容を考慮し、本学大学祭(のじぎく祭)との同時開催(11月2日(日))で行った。

iii)まちの寺子屋師範塾

兵庫県少子対策本部と県内13大学が協力し、本学では「地域ぐるみの子育て支援」をテーマに、看護学部と教育学部教員がそれぞれの専門分野で協力・連携して開催した。

iv)公開講演会

本学が主催し、姫路市ならびに姫路市教育委員会の後援により、次の公開講演会を主催した。

v)姫路市政策研究費助成事業

姫路市が市内にある大学の持つ知的資源や学生の力をまちづくりに生かすとともに官学連携のまちづくりを推進するため、姫路市の政策に示唆を与える研究活動に対する研究助成に次の内容の2件が採択された。活動成果を報告し、高い評価を得た。

### 3. 教育研究の成果の社会への還元について

#### (1) 看護学部

① 平成19年度の活動は、次の通りであった。

1)IBD患者会「つばさの会」世話人、2)財団法人甲南病院加古川病院、看護研究指導、3)兵庫県看護協会、平成19年度ファーストレベル研修、4)兵庫県病院局、平成19年度県立病院看護師ラダー研修(臨床指導者)5)21世紀播磨科学技術フォーラム、「健康の価値を実現し、生活の質を向上させるために看護ができること」6)兵庫県看護協会平成19年度セカンドレベル研修、7)兵庫県看護学校教務主任協議会主催研修会、8)島根県看護協会、平成19年度「スキンケア」研修会講師、9)広島県看護協会平成19年度セカンドレベル研修、10)あこうプラザ21、第7回例会「介護研修」、11)神戸市立医療センター西市民病院看護部、「病院における災害への備え」12)神戸朝日病院看護管理コンサルテーション、13)医療法人聖マリア会、マリア・ヴィラ研修会「スキンケア」、14)日本褥瘡学会・在宅褥瘡医療ネットワーク第一回褥瘡学術セミナー、15)医療法人協和会協立病院 院内看護研究発表会、

② 平成20年度の活動は次の通りであった。

1)山口県看護協会、平成20年度セカンドレベル研修、2)医療法人社団新日鐵広畑病院、院内研修、3)財団法人甲南病院加古川病院、看護研究指導、4)医療法人財団 聖マリア会 姫路聖マリア病院勉強会、5)白鳳女子短期大学、皮膚・排泄ケア認定看護師研修、6)大的中学校3年生「防災看護教育」、7)医療と教育研究会主催 医療と教育研究会第23回公開研究会、8)医療法人社団新日鐵広畑病院、院内研修、9)兵庫県看護協会、皮

膚・排泄ケア認定看護師研修、10)兵庫県看護協会、平成20年度ファーストレベル研修、11)兵庫県看護協会、平成20年度セカンドレベル研修、12)兵庫県病院局、平成20年度県立病院看護師ラダー研修、13)小坂産病院看護部研修、14)和歌山県看護協会教育研修、15)特定非営利活動法人 地域ケアさぼーと研究所、看護師（特別支援学校）スキルアップ講習会、16)島根県看護協会主催 看護職研修会 スキンケア研修会、17)講義「地域医療に必要なマネジメント」、18)広島県看護協会、平成20年度セカンドレベル研修、19)広島大学大学院保健学研究科附属先駆的看護実践支援センター認定看護師（緩和ケア）教育、20)高砂市民病院看護部研修会、21)第6回島根県創傷ケア研究会、22)兵庫県肢体不自由教育研究協議会主催、養護教諭部会、23)(社)兵庫県民間病院協会、平成20年度事例検討発表会、24)姫路市訪問看護ステーション連絡会、研修会、25)社団法人全国老人保健施設協会、平成20年度看護職員研修会、26)神戸市看護大学大学院生研修、27)姫路市保健予防課研修、28)兵庫県看護協会西神戸支部研修、29)看護師の継続教育における医療機関と大学の連携に関する研究、30)兵庫県教育委員会主催 平成20年度特別支援学校における医療的ケアに係る研修会。

## (2) 教育学部

平成20年度の活動は次の通りである。

1)堺市立浅香小学校 PTA 講演会、2)兵庫県小学校理科研究部会実験講習会、3)神戸市立中学校、「自由研究の工夫の仕方」、4)芦屋大学平成20年度文部科学省委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業」、『特別支援教育支援員養成講座』、5)兵庫日本語ボランティアネットワーク日本語学習支援者養成講座、6)啓林館、「小学校理科新課程わくわく実験実技講習会」、7)芦屋大学市民公開講座、8)西宮市立西宮東高等学校研修、9)不登校・ひきこもりに悩む親と子の癒しの場ホット・HOT 講演会、10)芦屋大学・文科省委託事業「特別支援教育支援員養成講座」研修会、11)2010年度教員採用試験対策講座、12)兵庫県介護老人保健施設協会研修会、13)芦屋大学発達障害教育研究所研修会。

## 4. 国や地方自治体等の政策形成への寄与について

姫路市だけでなく、教育学部教員が関係する地方自治体の児童センター運営委員や社会教育委員等の委嘱を受け、専門分野の立場から政策形成に寄与している。また、文部科学省内に設置されている調査研究協力者会議委員や文部科学省所管の財団法人の委員会委員として、政策形成にかかわる活動に参加した。

## 5. 大学の施設・設備の社会への開放・社会との共同利用について

(1) 大学のグラウンドは、学内クラブ活動に支障の無い範囲にて、土曜・日曜に近隣地区の少年野球チームに開放し、夏期休暇・冬期休暇も含め、積極的な開放を行っている。また、体育館については、夏期休暇中の限定となったが、近隣中学校にブラスバンド練習場として開放を行った。

講義室については、地元婦人会の生涯学習開催時に開放し、構内施設の見学は随時受け入れている状況である。

(2) 大学設備を用いて、次のような取り組みを行った。看護学部には、看護技術習得のために最新設備を備えた実習室が設けられている。特に、フィジカルアセスメントのためのシミュレーション人形 SimMan は看護系大学においては、まだほとんど整備されていない最新の高度設備である。このような設備を有することから、実習施設を含む近隣の医療機関からは、看護職員への継続教育に本学の設備等を活用したいという希望も寄せられている。そこで、平成 20 年度には、近隣の医療機関との連携・社会貢献の方策を検討するために、看護学部教員 7 名で研究を実施した。研究の一貫として、近隣の医療機関から看護部長等 34 名の参加を得て、本学部施設においてワークショップを開催した。ワークショップでは、講演とキャンパスツアーおよびグループワークを行った。

## 8 教員組織

### [到達目標]

看護学部および教育学部の教育目標を達成するために、教育課程や学生定員数に応じた教育研究上必要な教員組織を構築し、教員を適切に配置して教育・研究の成果を収めること。

### I.看護学部

#### 1. 教員組織

##### [現状説明]

看護学部の教育課程は、「共通教育科目」、「専門支持科目」、「専門科目」の3種類で構成されている。「共通教育科目」は大きく、教養、グローバルコミュニケーション、情報科学の3分野に分けられ、主体的な自己を確立し、豊かな人間性の涵養と様々な看護の場面に適切に対応できる思考力、判断力、情報処理能力の基礎を養い、幅広い教養と多様な視点を身につけることのできる科目を設定している。さらに、1年次には基礎ゼミという科目を開講し、資料の調べ方、読み方、講義の受け方、議論の仕方、レポートの書き方など大学で学ぶための基本的な態度や学習方法等について学べるようにしている。

以上のようなカリキュラムを、専任教員36名と非常勤講師（兼任）45名の計80名が担当している。36名のうち6名は共通科目を担当する教員で、看護を専門とする専任教員は30名である。看護学部では、各専門分野の授業科目数および単位数に応じて、教授、准教授、講師、助教を適切に配置することになっている。教員はいずれも担当する専門分野に関して十分な教育経験、教育研究業績、学位、実務経験を有する者を配置している。

平成19年度および20年度の2年間に開講された科目は71科目である。このうち、専任教員が担当する科目は40（57%）、兼任教員が担当する科目は1（1.4%）、兼任教員（非常勤講師）が担当する科目は30（42.9%）で、専任・兼任がほぼ半々である。

専任教員の年齢別構成は、70歳代が2名（5.6%）、60歳代が4名（11%）、50歳代が10名（27.8%）、40歳代が9名（25%）、30歳代が9名（25%）、20歳代が2名（5.6%）である。年齢構成は30歳代、40歳代、50歳代がほぼ同数で、バランスよく配置できている。助手を除く助教以上の専任教員の平均年齢は49歳である。性別は男性が6名（16.7%）に対し、女性が30名（83.3%）と圧倒的に多い。男性教員の多くは共通科目を担当する教員で、看護の専門科目を担当する男性教員は1名だけである。

##### [点検・評価]

大学設置基準では、看護学系学部の専任教員数は学生総定員数400名で19名となっている。現在、看護学部の専任教員は35名であるので、大学設置基準で規定されている教員数を上回っている。看護学を専門とする専任教員29名から見ても大学設置基準上必要な教員数を上回っている。専任教員の年齢構成は、20歳代が少ないが、30歳代から50歳代までは比率がほぼ同じで、年齢構成は偏りがなくバランスが取れている。性別は女性が圧倒的に多いが、これは男性の看護師や保健師の割合がもともと低いので、男性教員を得

にくいという事情によるものである。本学部は男子学生の割合が比較的高いので、男性教員を増やすことは必要であろう。

## 2. 教員間における連絡調整

### [現状説明]

看護学部では、教育課程を実現するために、様々な委員会を組織し、教員間の情報交換・意見交換を行い、教育活動が効果的かつ円滑に行われるようにしている。看護学部には教授会、教員連絡会、教務委員会、学生委員会、入試委員会、臨地実習検討委員会、教育課程検討委員会が組織されている。これらの委員会は、原則として1ヶ月に1回開催され、教学、学生の生活・学習支援、カリキュラムの運用と改善、実習の調整などについて検討し、速やかな意思決定を行って常に最善の教育を実践できるようにしている。その他に、看護研究倫理委員会、FD部会、自己点検・評価委員会、紀要委員会も組織され、必要なことを審議して具体的な活動を行っている。

看護学部の教授会は、教授・特任教授で構成されている。特任教授については開学当初は教授会の構成員ではなかったが、平成19年10月の文部科学省の実地審査の際に指摘され、その後教授会の構成員となった。現在、教授会の構成員は9名であり、議事録作成者として教務課長が出席している。教授会は原則として月1回開催される。平成19年度は31回、平成20年度は20回開催した。

教員連絡会は、教授から助手までのすべての教員が構成員となっており、主として教員間の意見交換と活発な議論、情報の周知・伝達を目的として、原則として月に1回の頻度で開催される。

### [点検・評価]

看護学部においては、グループワークによる技術演習や実習が多いので、複数の教員で担当することが多く、学生に不利益が生じないように、また教育効果を最大にするために、教員間の合意形成、情報共有等連絡調整は重要な事項である。どの専門分野においても、講義、演習、実習のすべてについて教員間で常に話し合い、合意形成をしながら協力して教育に取り組んでいる。

## 3. 教育研究支援職員

### [現状説明]

看護学部では、実験や実習を実施するための補助的人員は配置していない。しかし、看護学部には助手が3名配置されている。これらの助手はそれぞれ自分の専門分野を持ち、専門分野の講義の準備や演習の支援等を行っている。

### [点検・評価]

現在、教育研究支援職員は配置されていないが、情報処理に関する科目については、学生が確実に情報処理の方法を習得するためには、情報処理に習熟した教育研究支援職員の配置は必要であろう。また、研究のデータ処理や文献の整理等の作業を支援する職員の配置なども、研究の規模などによっては必要になる場合も考えられる。

## 4. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

### 「現状説明」

教員の募集は、人脈等を通じての推薦・紹介という形を取っており、開学以来公募は行っていない。教員の選考については「近大姫路大学教員選考規程」によって選考基準が定められているが、完成年次までは、専任教員はすべて文部科学省の教員審査を受けなければならないため、その審査の結果に基づいて教員の配置、職位を決定している。助教と助手については、任期制を採用し、助教は5年、助手は3年としている。

教員の採用については、まず推薦された教員について教授会で審議し、教授会の承認を経た後に法人に採用を申請する。その後、文部科学省の教員審査に申請する。

## 5. 教育研究活動の評価

### [現状説明]

教員の教育活動の評価は、学生の授業評価アンケートを中心に行っている。教員には学生の授業評価アンケート結果がフィードバックされる。教員は学生の評価に対して自分の考えや意見、改善すべき点等を文書で回答する。アンケート結果及びそれに対する教員の回答は図書館に置かれて、公表される。学生からの評価だけでなく、同僚が授業参観をして、お互いに評価し合う場合もある。また、必要な時には学部長が面談を行うこともある。

研究活動の評価は、年度末に教員全員で活動報告会を実施し、教授以外の教員は10分間で自身の研究活動、社会貢献活動に関して報告することになっている。また、各教員の年間の研究業績等は年度末の自己点検・評価において提出を求められる。

### [点検・評価]

学生からの授業評価は、教員にとって自分の授業が学生にどのように受け止められているかを知り、そのことによって授業を改善しさらに教育効果の高い授業を実施するために重要である。そのためには、学生と教員の双方にとって意味のある結果が得られるような評価方法を工夫する必要がある。研究の評価については、学部内での研究活動報告会を今後も継続していくことが重要であるし、年度末に自己点検・評価として1年間の教育研究活動を各教員が提出することによって、学内における評価は十分であると考えている。

## 6. 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備

### [現状説明]

看護学部は平成19年の開設時より、すべての専任教員は文部科学省による教員審査を受けている。その審査結果に基づき、教員の配置や職位が決定されている。

近大姫路大学学則第11条に基づき、教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。助教と助手は任期制となっており、これは若い教員のキャリア開発の動機付けの一助になると思われる。現在は、講師の人数が最も多いが、完成年次後の教員の昇任の基準や手続きについて今後の検討が必要である

## II. 教育学部

### 1. 教員組織

#### 「現状説明」

教育学部の教育課程は、「共通教育科目」、「専門科目」、「卒業研究」の3種類で構成されている。「共通教育科目」は大きく、教養、グローバルコミュニケーション、情報科学の

3 分野に分けられ、主体的な自己を確立し、豊かな人間性と様々な教育の場面に適切に対応できる思考力、判断力、情報処理能力の基礎を養い、幅広い教養と多様な視点を身につけることのできる科目を設定している。

今年度開講された 1 年次の科目は全部で 38 科目科目である。その内専任教員だけで担当するものは 24 科目 (63.2%)、兼任教員は 5 科目(13.2%)を、兼任 (非常勤講師) は 9 科目 (23.7%) であり、適性に配置されている。今年度の兼任教員 7 名の中で 1 名は平成 21 年度に、もう 1 名は平成 22 年度に専任教員に就任することが決まっている。したがって、1 年次開講科目については、年次進行とともに専任教員の占める割合が高くなる。この比率は、教育学部が専門的な知識・技術の習得にとどまらず、広く豊かな人間性を培うことが重要であることを踏まえると、学生に対して個別的な指導を行いうるよう教員 1 人当たりの学生数は過大にならないことが望まれるが、現状はおおむね妥当なものといえる。

今年度の専任教員 27 名の年齢別構成は、70 歳代が 2 名(7.4%)、60 歳代が 5 名(18.5%)、50 歳代が 10 名(37.0%)、40 歳代が 4 名(15.3%)、30 歳代が 5 名(19.2%)、20 歳代が 1 名(3.8%) である。年齢構成は、20 歳代および 40 歳代の教員が少なく、男性では 50 歳以上の割合が高い。助手を除く助教以上の専任教員の平均年齢は 50.3 歳である。性別は女性が 8 名に対し、男性が 18 名と比較的男性教員が多い。

## 2. 教員間における連絡調整

### [現状説明]

教育学部には、教務委員会が設置されており、教育活動をより円滑に行うための学部全体にかかわる事項については随時検討・協議し、必要に応じて教授会や教員全体で構成されている教員連絡会議で検討し、また連絡調整を行っている。

教務委員会は、原則として月に 1 回開催されるほか、必要に応じて随時開催されることとされており、平成 20 年度には 22 回開催されている。

教授会・教員連絡会議は、原則として月に 1 回開催されるほか、必要に応じ随時解されることとされており、平成 20 年度においては、定例教授会 11 回、臨時教授会 10 回、教員連絡会議 11 回が開催されている。

教務委員会のほか、教育学部には学外実習委員会が設置されている。学外実習委員会は、教育学部の学外実習の運営に関し必要な事項を協議するために設置されているもので、平成 20 年度には、主に次年度に実施する学外実習に対する準備等について検討し、10 回会議を開催した。

基礎ゼミについては、ゼミ担当者で定期的に連絡調整のための会議を開催し、必要に応じて教務委員会と連携している。

また、上記委員会による教員間の連絡調整のほか、必要に応じて随時教員間での打ち合わせ等は、精力的に行われている。

## 3. 教育研究支援組織

### [現状説明]

実験・実習科目に関する補助的人員は配置していない。外国語教育および情報処理関連教育については配置していない。教育研究支援職員については配置していない。

#### 4. 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

##### [現状説明]

教育学部は平成20年4月設置された。設置に当たっては、文部科学大臣から学部設置の認可を受けるに当たって、教員審査を受けたことから、現在はその認可の際の教員審査の結果に基づいて教員の配置、職位の決定を行っている。

#### 5. 教育研究活動の評価

##### [現状説明]

教員の教育活動の評価は、学生の授業アンケートを中心に行い、必要に応じて学部長が面談を行っている。研究に関しては、学部内で開催している学術研究交流会における発表を通して、実質的に学部教員からの評価を受けている。年度末には個人の教育研究活動の自己点検・評価報告（専任教員の教育・研究業績等に関する基礎データ）の提出を求め、教育学部紀要にも一覧として掲載し、客観的な評価を受けることも行っている。

#### 5. 学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備

##### [現状説明]

教育学部は平成20年4月設置された。設置に当たっては、文部科学大臣から学部設置の認可を受けるに当たって、教員審査を受けたことから、現在はその認可の際の教員審査の結果に基づいて教員の配置、職位の決定を行っている。学則第11条に「本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の必要な職員を置く。」としている。主たる授業科目には専任教員を配置している。

近大姫路大学就業規則および近大姫路大学学則等により職位の位置づけや任免手続きは規定され、それに則り適切に運用されている。ただし、専任教員の昇任手続きなどについては引き続き検討が必要である。

##### 「点検・評価」

教育学部は平成20年4月に開設され、現在平成23年度の完成年度に向けて学年進行で整備が行われている。

## 9 事務組織

### [到達目標]

1. 教育研究が円滑かつ効果的に行えるよう、適切な事務組織を設置する。
2. 教育研究組織と適切な連携協力関係を保持しつつ、大学運営を総合的に行える環境を整備する。
3. 優秀な人材確保と合理的な事務組織の構築。
4. 事務職員の募集・任免・昇任の公正な処理。

### [現状説明]

#### 1. 事務組織の現状と教学組織との協力関係

近大姫路大学の事務組織と教学組織はそれぞれ理事長の統括下に置かれており、教学部門への事務組織としての支援はそれぞれの既存部署が行っている。

大学における教学部門の審議機関は「大学協議会」であり、法人の最高意思決定機関である「理事会」の意思決定に基づき、教学と事務組織が適切に運営されている。

### [改善の方策]

- ① 教学に関わる意思決定は、教学組織を代表する「大学協議会」にて行われるが、教学事項の意思決定に至るまでの過程において事務組織側との合意形成が重要であろう。意思決定に至るまでの過程において、事務部門が意見を述べるような体制となるように、適正なる人員配置が重要であると言える。
- ② 教学組織を直接的に支援する組織体制も今後は必要となるであろう。
- ③ 学生支援の強化策としては、就職課や国際交流課を設置する必要があるだろう。
- ④ 個々人が能力開発に努められる環境の整備も必要であろう。

#### 2. 教学に関わる事務組織体制の役割

##### 1) 教学にかかわる事務組織

本学において教学に関わる事項に関し、企画・立案・補佐機能を担っている部署としては、教務部であるが、年次進行中である状況においては、カリキュラム編成も一定の制約下に置かれている状況である。

教務部の役割としては、原案作成段階で関与するとともに、担当者が委員会にも参画しており、さらに、関連法令等との齟齬がないかの確認も行っている。

### [改善の方策]

今後、事務組織としては、教学に係る幅広い情報を収集し、提言等を行うことにより、

一層教学組織と深く関わりを持ち、委員会等でもこれまで以上に発言を求められるような、より専門性を高めた組織の構築が求められている。

## 2) 事務組織の予算作成への役割

大学の「予算単位責任者」は事務統括部長であり、その予算単位における予算の立案や予算の実行について責を負うことになっている。

各部がそれぞれの部長の下、原案をまとめ、法人2部との協議を経て作成されている。その後、法人事務部へ送致され、最終的な予算編成が行われている。

### [改善の方策]

- ① 予算編成については、教学から要求されるべき予算の重点配分などへの意見を吸収すべき委員会等の設置が望まれる。
- ② 各学部の予算編成に際しても、事務が関与できるよう、「学部事務室」的な部署は必要であろう。

## 3) 専門業務への事務組織の関与状況

### ① 企画業務部

入学試験に関する大綱を企画・立案するために必要な調査、研究を行うとともに、実施計画を策定しこれを遂行するための全学的組織として企画業務部が設けられている。企画業務部の業務は、

「学生募集・入学試験広報・入学試験実施」に係る各学部間調整などである。

### ② 就職にかかわる事務組織

学生に対する就職支援活動は、学生部が担当しているが、年次進行中でもあり、積極的な活動は行っていない。

### [改善の方策]

大学を取り巻く環境の厳しくなる中、入試業務、就職業務という大学の入口と出口の強化は、各大学が取り組む重要な課題である。入試業務に関しては、平成21年度に人員の増員を行い、よりきめ細やかな対応を行う予定としている。就職業務に関しては、3年次生を迎える平成21年度より、具体的対応に取り組むたいと考えている。

## 3. 事務組織の機能強化のための取り組み

本学の事務職員は、専任・嘱託・契約職員と区分される。

専任職員は、毎年定期的に実施される新規採用試験をクリアして採用されるが、例外的に中途採用され専任となる場合がある。また、嘱託・契約職員も採用試験を経て、雇用契約を結んだうえ、期間を明示して雇用されている状況であり、職員区分に関わらず、質の

確保に向けた取り組みは行われている。

[改善の方策]

事務組織の機能強化のため、教学との連携を図るだけでなく、人材確保に向けた新たな取り組みが大いに求められるところである。

また、他大学等の取り組みや外部研修会への積極的な参加を通して、事務組織自体のボトムアップも図っていくべきであろう。

## 10 施設・設備等

### [到達目標]

1. 教育研究組織の規模に応じた、必要にして十分な広さの校地・校舎ならびに施設・設備等を整備し、その有効活用を図ること。
2. 学術研究の進展および社会的要請の変化に適切に対応しうるよう、施設・設備等の更新・充実および使用者の安全にも配慮すること。
3. 視聴覚機材、情報処理学習施設などの施設・設備、機器を整備すること。
4. 視聴覚機材、情報処理学習施設などの教育支援に係る人的補助体制の確立。

### [現状説明]

#### 〔1〕 組織管理体制

##### (1) 施設・設備等を維持・管理体制について

施設・設備の維持・管理については、総務部が掌っており、アウトソーシングも利用しながら、日々の管理を適正に行っている。

##### (2) 施設・設備の安全・衛生について

施設面での安全性の確保については、1号棟（看護学部）は平成19年に竣工された建物であり、現状においては問題がない。2号棟（教育学部）についても老朽化は進んでいるとはいえ、耐震性に係る安全面の問題はクリアしている。

防犯面の対策としては、以下のとおりに実施している。

表 10-1

	時間帯	担当会社	警備実施状況
昼間警備	7：45～21：00	神戸ビル管理	警備員を配置
夜間警備	21：00～ 7：45	セコム	機械警備

#### 〔2〕 利用上の配慮

##### (1) 施設・設備面における障害者への対応について

障害者への配慮としては、年次的に整備・充実を図っており、2008年度においては、体育館へつながる構内通路の整備（未舗装部分の舗装化）を行った。現状では、障害者が在籍してはいないが、段差がある箇所のフラット化、点字の設置など、段階的ではあるが構内バリアフリー化に向けた取り組みを行っていく予定である。

### 〔3〕 キャンパスアメニティについて

#### （1） 現況について

- ・ 姫路キャンパスは、キャンパス環境には恵まれているが、「緑の多いキャンパス」という利点を活用できていない点もある。今後は構内環境の利点を活かし、「学生が集い・憩う自然豊かなキャンパス環境」になるように努めたい。
- ・ キャンパス内全面禁煙を実施しており、今後とも、看護学部を擁する大学として、喫煙による健康被害等、禁煙への啓蒙活動をより活発化させる必要がある。
- ・ 学生食堂の総席数は、在籍生全員が一同に会して食事できる状況ではない。学生全員が昼休みの時間帯に食事をとれる環境改善に取り組まなければならない。
- ・ 学生用福利厚生面の充実については、今後取り組むべき課題である。

#### 〔問題点と対策〕

学生定数から評価すれば、ゆったりとした敷地は確保できている。また、豊かな緑と静かな環境に恵まれている。ただし、大学全体の質を向上させていく取組みの中で、キャンパス内の自然環境を活用し、健康な身体作りへの意識、障害をもつ人たちも快適なキャンパス生活を送れるバリアフリーへの視点などを、大学人すべてが常に持ちつづける必要があるだろう。

#### （2） 大学周辺の「環境」への配慮

##### ① 自転車通学・駐輪マナーについて

本学では自転車による通学は許可しており、現状の学生数では駐輪スペースも確保されている。

しかし、次年度以降は収容数の増加が見込まれることから、駐輪場の拡張工事を今年度中に実施する予定である。

##### ② 大学祭開催時の周辺対策について

大学祭開催時には騒音の問題が生じるが、幸にもキャンパスに隣接する家屋はなく、直接的な苦情を受けることは無い。しかし、近隣自治会への事前説明などは今後とも十二分に行う必要があるだろう。

#### 〔問題点と対策〕

大学の社会貢献が求められる今日、周辺コミュニティとの相互理解を深め、共生に向けた環境作りがますます重要性を帯びてきている。周辺コミュニティとの相互理解・共生という面では、通学方法も含め、検討を行う必要があるだろう。

### 〔4〕 情報処理機器の状況

#### （1） 教育研究に使用する情報機器を設置するパソコン室、マルチメディア室、学内L A

N、L L 教室及び学生自習室の整備状況および使用状況について  
教育に利用するパソコンは、情報処理教室と L L 教室に各 61 台ずつ整備されている。

2F インフォメーションコーナーにも、学生が自由に利用できるように 5 台のノートパソコンを設置している。

教育研究に使用するパソコンは、すべて学内 LAN に接続しており、インターネットの利用が可能。

教育研究向けインターネット利用として、各部門において学術講演、学内イベントなどの情報発信について、ホームページを利用した情報発信のしくみを整備している。

#### [問題点と対策]

情報処理教室は、終日解放し、利用者の利便を図っている。しかし、管理者が常駐できる体制ではないため、利用マナーが守られていない状況もある。

現認すれば、個別に声を根気よくかけており、改善に努めている。

#### (2) 教員の研究室に設置されている情報機器について

平成 20 年 9 月にて、特任の教員を含む全教員に研究用パソコンを整備した。

各研究室には、情報コンセントも整備されており、すべての研究用パソコンは、学内 LAN に接続している。学内 LAN を介して、研究室からファイルサーバー、事務室の複合機のスキャナ機能、インターネットの利用が可能となっている。

#### [問題点と対策]

システム保守業務およびウイルス発生時の対応が十分できていない点については、毎週 1 回の定期訪問によるウイルス対応、システム保守対応の業務契約を締結できるよう、予算申請しており、改善に努める予定としている。

#### (3) 事務室に設置されている情報機器について

平成 20 年 9 月にて、兼任を含む全職員に事務用パソコンを整備した。

法人本部との VPN 接続用パソコンおよび学生証発行システム用のパソコンを除く、すべての事務用パソコンは、学内 LAN に接続している。

学内 LAN を介して、各事務室から、ファイルサーバー、各事務室の複合機のスキャナ機能、インターネットの利用が可能となっている。

#### [問題点と対策]

各部門の業務データのバックアップが行われていないことが判明している。このことは、仮に現在利用中のパソコンがクラッシュしたら、業務が本学創設当初に戻ってしまうということを意味する。

バックアップについては、各クライアントから自動的にバックアップを保存するシステムを導入する案もあり、最善策につき、検討を行っている。

## 11 図書・電子媒体等の主要点件・評価項目について

### [到達目標]

本学の教育目標の有効な達成を図るため、3年次計画により、国内図書約4,400冊、外国図書約600冊、国内学術雑誌・データベース計30種、外国学術雑誌・データベース計約10種、国内視聴覚資料約50点を収集、整備する。また学術情報の提供体制を整備し、サービスの向上を目指す。

### [1] 図書・図書館の整備 (A群)

#### 1. 図書館の施設・設備

##### [現状]

- ・書架収容力 2,1千冊、閲覧席 66席、視聴覚ブース 6席、検索用端末 2台、コピー機 1台

##### [学生の実態調査結果からの評価と改善方法]

- ・資料の探し方に関し、「OPACで探す」との回答は学部、学年、性別による差が大きかった。OPACを利用して効率よく本を探す方法を繰り返し学生に指導していく必要があると思われる。
- ・図書館の環境については、不満はそれほど高くないが、図書館利用の回数と不満の実態が明らかでないため一概に不満を持っていないとは言えない。何が不満なのか具対的に調査して対策を考える必要がある。投書箱の設置も一つの方法として検討する。
- ・図書館で今後必要と思うものについて、グループ自習室の必要性を訴える学生が多かった。グループワークに対応できるよう、今後拡充していくべきである。
- ・所蔵資料数については、さらに充実を図り、地域開放にも対応できる規模にすることが望まれる。
- ・現在図書の所有数は 17,177冊であり、次年度にも収容力を超える見込みである。また完成年次には総学生数が 700名以上になるため、現状のままでは不足が生じる。図書館施設・設備の拡張は緊急の課題である。

#### 2. 資料の所蔵数及び受入状況

##### [現状]

- ・図書冊数 17,287冊、雑誌種類 118種、視聴覚資料 256種、電子ジャーナル 17種、データベース 5種 (平成 21年 3月末集計)

##### [学生の実態調査結果からの評価と改善方法]

- ・資料が入手できなかった場合どうするか」という問いに対し、「あきらめる」の回答が約 1/4 を占めていた。学術書だけでなく話題の図書も充実させ、図書館が身近な存在となるよう、工夫が必要と考える。
- ・「よく利用する資料」についての問いに対しては、約 7割が「図書」と回答した。「新聞」

や「視聴覚資料」も活用するよう、利用促進を図るべきであるとする。

### 3. 図書館の利用状況

[現状]

- ・平成 20 年度年間入館者数 2, 453 人、夜間入館者数 183 人
- ・平成 20 年度年間開館日数 271 日、夜間開館日数 173 日、年間貸出件数 1,499 件

[学生の実態調査結果からの評価と改善方法]

- ・開館時間・開館日および貸出冊数について、「改善すべきである」と回答が多少あったことについては、具体的にどのように改善を希望するのかを把握し、検討することが必要と考える。
- ・貸出予約制度や購入希望図書制度を「知らない」、図書館サービスを「利用したことはない」との回答が多くあったため、サービスの周知、利用促進を行うことを当面の目標とし、その上で不満な点や問題点の解決を図っていききたい。オリエンテーション等での周知や、案内・掲示方法、ホームページの内容等を改善、充実させ、また本年度創刊したニューズレターも活用していききたい。

### [2] 学術情報へのアクセス (B 群)

#### 4. 学術情報の処理・提供システムの整備

[現状]

- ・図書館業務管理システム(情報館 v6.)を開学時より導入し、目録データを電子的に蓄積。
- ・2007 年 5 月、国立情報学研究所の共同目録システム NACSIS-CAT に参加。
- ・OPAC(蔵書検索システム)により目録情報の提供を行っている。
- ・2008 年 6 月より、図書館ホームページを開設し、利用案内、開館情報などのお知らせの他、OPAC やデータベースをリンクさせ、利用者へ情報提供している。
- ・契約データベースは、医中誌 Web、CINAHL、MEDLINE、系統別看護師・保健師国家試験問題 WEB、聞蔵Ⅱビジュアルの 5 つである。

[評価と改善方法]

- ・OPAC は学内 LAN に接続されたパソコンから利用できるが、学外からはアクセスが来ない。利用者の利便性を考慮して学外からの利用を可能とする必要がある。
- ・紀要の電子化、公開を、大学からの情報発信の一つとして検討すべきと考える。
- ・データベースは同時アクセス数が少ないため、学生数の増加に伴いアクセス数を増やす必要があるが、高額なため、全学的な視点で検討し、維持・充実させることが必要と考える。
- ・コンピューターネットワークに関わる事項については、設立予定の全学情報システム委員会(仮称と連携し、学術情報の効率的な提供とアクセス環境の整備を図っていく。

#### 5. 他大学等との協力体制

[現状]

- ・2007年5月に国立情報学研究所の相互貸借システム NACSIS-ILL に参加し、9月に国立国会図書館の図書館間貸出制度に加入した。これにより文献複写、現物貸借の相互利用業務を行っている。
- ・初年度は蔵書規模から学内利用者への資料提供に影響が出ることを考慮し、複写、貸借の受付業務は控えていたが、2008年7月に複写受付のみ開始した。
- ・2007年6月に兵庫県大学図書館協議会、私立大学図書館協会に加盟し、研究会・講演会への参加を通じて図書館間の相互協力を進めている。

#### [評価・問題点および改善方法]

- ・図書館間相互利用が他大学からの受付に比べて当館からの依頼が圧倒的に多いのは、当館の蔵書が充実していないためであり、また相互協力における他大学への貢献度も低いと言わざるを得ない。学術雑誌の所蔵を充実させることが、学内だけでなく他大学へも貢献できると考える。
- ・相互利用における支払い体制については、本学の個人研究費実施要項に基づき、利用者本人による立替払いにより行っているため、年間500件を越える業務にもかかわらず、依頼から資料受け渡し、支払い確認までに時間を要し、スムーズな業務処理を行えない状態にある。学生の増加、ゼミ活動の活発化、卒業論文の作成などにより、今後は相互利用の件数がますます増加すると考えられるが、効率的に業務を遂行するには相殺サービスへの参加を検討する必要がある。

## 12 管理運営

### [到達目標]

近大姫路大学の理念・目的を実現するため、明文化された規定により適切な管理運営を行い、学校法人近畿大学弘徳学園（以後、法人）と近大姫路大学(以後、本学)は、緊密な連携のもと、透明で適切な管理運営を行う。

### [現状]

#### 1. 管理運営組織と審議機関

本学の教学の責任者は学長であり、学長を補佐するために副学長を置いている。両学部にはそれぞれ教授会があり、学部長を置いている。学部長は、学部における教育研究上の責任を担っている。教育学部こども未来学科には通学課程と通信教育課程があるが、通信教育課程の教育研究上の責任者として「通信教育課程長」を置いている。また、学生部と教務部にはそれぞれ教員の部長を置いているが、学生部長は副学長がその役割を実質的に果たしているため、補佐役として学生部長補佐を置いている。また、附属図書館には、教員のなかから図書館長を任命している。教員の任用と役職者の任命はすべて理事長に権限が集約されている。

教学の重要事項に関する審議機関は、大学協議会である。大学協議会は、学長、副学長、図書館長、学部長、通信教育課程長、教務部長、学生部長および関係事務部長によって構成され、学則 69 条に定めた重要案件を審議する。

大学協議会の運営については、大学協議会規程に定められている。

学部の教学に関する審議機関は教授会で、学部長、教授および特任教授によって構成されている。教授会の審議事項は、学則 66 条に定められている。

教授会の運営については、各学部の「教授会運営に関する規程」に定められている。

全学的な委員会として、「全学教務委員会」「全学学生委員会」および「自己点検・評価委員会」、「人権啓発委員会」、「入試基本対策会議」等があり、それぞれの規程のもとに運営を行っている。附属図書館は、「附属図書館委員会」を設け、附属図書館長のもと規程に従って運営を行っている。全学委員会における重要事項は大学協議会に提案し、審議している。

学部の教授会のもとに各種委員会が設けられているが、すべて規程を整備して、それに基づいて運営している。

教学のすべての規程は大学協議会で審議され、教授会を通して教員に周知されている。重要規程等については、本法人の理事会で決定される。理事会で承認された規程等は「学報」に掲載され、学内に周知徹底されている。また、年度当初には、「学校法人近畿大学弘徳学園例規集」として本法人から配布されている。

## 2. 職制と役割

学長および副学長は、理事会の議を経て、理事長が任命する。学長は、学校教育法第 58 条に規定されている通り、校務をつかさどり、所属職員を統括し、副学長は学長の職務を補佐することになっている。学部長は、「学部長候補者選挙規程」に定められている通り、専任教授による選挙によって選出された候補者を学長が理事長に推薦し、理事長が任命する。教務部長、学生部長および図書館長は学長が推薦し、理事長が任命する。なお、平成 20 年度は副学長が学生部長の役割を果たしていたので、学生部長を補佐するため学生部長補佐が理事長より任命されている。

### [自己点検・評価]

#### 1. 教授会の権限と適切性

教育課程や教員人事に関する教授会の権限は、学則 65 条に明記されている。教員人事については、学部長のリーダーシップのもと、各学部の教授会において、本学教員選考基準にもとづき選考されている。学部長は、選考された教員候補者を学長に推薦し、学長が実際に面談した上で理事長に推薦している。本学は開学後まだ完成年次を迎えていないので、すべての教員は、文部科学省において審査を受けている。本法人の規程により、文部科学省の教員審査に合格した教員のみを採用している。教員の任命権者は理事長である。

両学部にもたがる共通教育等の教務事項に関しては、教務部長、両学部教務委員長および教務課長から構成される全学の教務委員会で審議され、教授会の議を経て、大学協議会で決定される。

開学間もない本学では、学部の理念や目標に照らし、文部科学省に認可申請した教育課程および教員体制、文部科学省から指示された留意事項の改善に従い、適切に執行されている。

#### 2. 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会は、「教授会運営に関する規程」に従い、学部長によって招集される。教授会は、毎月の定例教授会と臨時の教授会が開催されている。教授会は専任教授と特任教授によって構成されるので、教授会と他の教員とのコミュニケーションをはかり、学部の運営を円滑に行うために各学部に教員連絡会が設けられ、原則として月 1 回は開催されている。

#### 3. 学長の権限の内容と行使の適切性

本学の学長は、教学に関する統括を行っている。初代学長は現理事長であり、本学の開学および開学後の 1 年間の重要な時期において強力なリーダーシップのもと、2 年目に教育学部を開設するという快挙を成しえた。2 年目に現学長が就任し、学年進行中の大学の教学を束ねてきた。学長は、教学の重要案件を決定する大学協議会を招集し、議長を務めている。

大学協議会において学長は、本学の建学の精神、目的に従い、大学重要事項を十分に議

論することで構成員の合意形成に向けてつとめてきた。その結果、大学協議会での議論の透明性は高く、教育研究上の向上にむけ成果が上がってきている。

副学長は、学長との協議を頻回にもち、学生部のみならず全体的な管理運営について学長をよく補佐し、大学の運営の改善に貢献している。

#### 4. 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力および機能分担、権限移譲の適切性

学長および副学長は、本法人理事会の理事であり、理事長補佐が企画業務部長を兼任している。また、常務理事が事務を統括し、2月に非常勤理事として就任した副理事長が4月から常勤となる予定である。

理事長・副理事長（2月からは理事長補佐）・常務理事と学長および副学長の会議が平成20年度は3回開催されたが、学長または副学長は、理事長と重要な個別案件に関する協議を頻回にもっている。このことにより教学組織と法人間の連携体制は確立している。

本学は開学して2年目であり、諸規程の整備や教職員の人事等も随時整備を行っている時期である。本法人と本学とでは距離的に離れており、コミュニケーションを図るためにさまざまな工夫がされている。時には、意思の疎通の問題が発生することもあるが、その都度、関係者による指導・調整が行われている。

#### 【改善方策】

1. 教学組織と法人の適切な連携協力や機能分担を高めるためにも、また信頼して権限移譲を行うためにも、法人と教学の協議を定期的に行い、意思の疎通を図る。
2. 大学職員と法人職員の機能分担、連携協力および大学職員への権限移譲をさらに進めるための組織の見直しが完成年度にむけて期待される。
3. 学長をはじめとする教学組織からは、大学の活動について法人への報告を密にして、大学の発展を促進するためお互いの理解を深める努力が期待される。
4. 学部長の選考に関する規程は明確であるが、教務部長、学生部長、図書館長等の選考の透明性を高める体制の整備が必要である。

## 14. 点検・評価

### 【到達目標】

本学の建学の精神のもと、本学の目的と社会的使命を達成するためには、教育研究活動等の状況について、全学あげて不断の努力をもって自ら点検・評価を行うことが必須である。そのために、自己点検・評価を行う組織を設け、全学的な体制を整えるとともに、具体的には、

1. 平成 20 年度に全学的な自己点検を行い、本学の課題と改善点を明らかにする。
2. 毎年基礎データ（教員業績等を含む）の作成と基本的な自己点検を行う。
3. 平成 22 年度に自己点検・評価および学外者による評価を行う。
4. 平成 24 年度（開学 6 年目）に大学基準協会による認証を申請する。

### 【現状説明】

学則第 2 条（自己点検・評価）にもとづき、開学した年（2007 年）4 月に「近大姫路大学自己点検・評価委員会規程」を設けたが、2008 年 4 月に一部修正した。規程にもとづき 2008 年に「近大姫路大学自己点検・評価委員会（以後、委員会）」を設置し、点検評価項目とその内容を 2008 年 12 月に完成した。

本学は、将来、大学基準協会による認証を受けることを決めているため、点検評価項目は大学基準協会の大学基準等をもとに、点検内容は本学の特徴を生かした 14 項目を委員会で作成した。委員会は、学長が委員長となり、副学長、両学部の学部長、通信教育課程長（代理）、教務部長、学生部長、図書館長、企画業務部長、および学長が指名した職員 2 名をもって構成された。

自己点検評価を全学的に取り組むため、部会を設けて作業を行った。両学部には、看護学部自己点検・評価部会、教育学部自己点検・評価部会があり、それぞれの学部において自己点検評価を行った。今回は、看護学部と教育学部通学課程のみを点検・評価対象としている。学部長はそれをまとめ、委員会の報告に反映させている。全学学生委員会および全学教務委員会が、全学的な学生支援および教務関係の資料づくりに携わっている。平成 21 年 1 月から点検作業に入り、7 月末に完成した。

2 月には、学生の実態調査を行い、本学の学生が実際にどのような問題や課題を抱えているのか、大学の教学体制は学生から見るとどのように映っているかを調査し、その結果を自己点検・評価に反映させた。

また、教員の教育・研究・社会活動に関する基礎データを毎年作成することになっており、平成 20 年度の基礎データは作成した。

本委員会が改善方策を含む報告書をまとめて大学協議会に諮るとともに理事長に報告した。

### 【自己点検・評価】

1. 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学の自己点検評価は、学則および委員会規程に明確に定められており、学長のもとに委員会が設けられ、全学的に実施できる体制が整っている。第1回目の自己点検評価を開学して2年目を終える段階で（教育学部は1年目の終り）にできたことは、本学にとって今後の改善点を見出すためにも有意義なことである。

## 2. 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

14項目の点検評価の項目毎に、自己点検評価の結果にもとづく改善方策を委員会として提示している。委員会規程では、委員会が改善方策を含む報告書をまとめて大学協議会に諮るとともに理事長に報告することになっている。また、理事長は、社会に公表すると定められている。学長は、第1回目の自己点検・評価から見えてきた改善すべき点と方策をもとに将来構想委員会（仮称）を立ち上げ、中期的な目標を明確にする計画である。また、教育研究活動に関する改善については、現在すぐにでも改善できる点は、大学協議会へ報告後、全学委員会や学部委員会および学部教授会で検討を行い、実際に改善に取り組む計画である。

## 3. 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

今回の自己点検評価は第1回目であり、その結果の全容は関係者にまず公表し、フィードバックを得ている。この結果を踏まえ、平成22年度に学外者の評価を受けることになれば、客観性および妥当性が確保できると考える。

## 4. 文部科学省からの指摘事項に対する対応

本学は、学年進行中であり、認可機構からの審査は行われていない。しかし、文部科学省からは、留意事項を示されたので、それに従い改善を行っている。

### 【改善方策】

第1回調査にもとづく学外評価を受ける等の課題が残っているため計画通り遂行していく。

平成22年度には本格的な自己点検・評価に取り組み、平成23年度には外部評価を受けて公表し、開学6年目である平成24年度には認証評価機関である大学基準協会にて評価を受けたいと考えている。

## 15 情報公開・説明責任

### 1. 情報公開

本学では、教育および研究環境の維持発展のためには、とりわけ、財政基盤が確立されていることを明らかにすることが重要であるとの認識に立ち、本法人において財務情報を公開している。

財務書類の閲覧については、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、本法人において「書類閲覧規則」を設け財務情報の公開を図っている。

公開の方法については、法人本部での閲覧によるほか、平成 18 年度よりホームページへの掲載を行っている。ホームページに公開している財務情報は、毎年度の予算および決算を中心とした以下のものを PDF 形式で掲載している。

1. 事業計画書、2. 収支予算書（資金収支予算書・消費収支予算書）
3. 財産目録、4. 貸借対照表、5. 資金収支計算書、6. 消費収支計算書
7. 事業報告書、8. 監事監査報告書

本法人における財務情報のホームページでの公開は、現在、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度および平成 21 年度の 4 年度分を掲載している。ホームページによる財務情報の公開により、学外への情報公開が進んだものと評価できる。

### 2. 情報公開請求への対応

本学は開学してまだ日が浅く、情報の開示請求に対する対応についての方針が未整備であり、今後、学生、保護者からの単位認定試験の採点結果や入学者選抜についての選抜結果に対する開示請求などが想定されるが、それらの開示請求に対するガイドラインの策定が急がれるところである。

なお、個人情報の開示については、本法人において、「個人情報の保護に関する規程」に基づき個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を策定し、その取扱いには一定の基準を設けて、個人情報が出しにくいような運用に努めるとともに本人からの開示請求、訂正・削除請求に配慮している。

開示請求の対応については未整備であるが、情報公開については、大学ホームページを利用して積極的に行っている。教職員によるホームページの更新決裁手順を整備して、教員の研究活動やFD活動、オープンカレッジの様子などをホームページに公開することで、開かれた大学として、大学で行われている教育、研究活動の内容を広く社会に提供していくという重要な使命を果たしている。

### 3. 自己点検・評価

自己点検・評価結果の発信の方法としては、刊行物やホームページへの掲載による公開や入学相談会やオープンキャンパスなどの説明会での開示などが考えられるが、これらの自己点検・評価結果公開の具体的方法や公開の対象など開かれた大学として説明責任を果たすための方策について実行中である。